

住宅リフォームなどをお考えの方に

市内の建築関連事業者で組織する「西東京市住宅リフォーム幹事センター」を通して、住宅増改築や修繕、畳、植木、塗装、屋根など、各種職人さんをお呼びします。  
 受付 消費者センター 午前9時～午後4時30分  
 また、住宅増改築相談を毎月第1金曜日(休日にあたる場合は翌週)田無庁舎2階、保谷庁舎1階の両庁舎ロビー(いずれも午後1時30分～4時)で行っています。  
 消費者センター(☎25・4141)



市民相談室をご利用ください

田無庁舎、保谷庁舎にある市民相談室では、一般市民相談と各種専門家による専門相談を開室しています。すべて無料で、秘密は守られます。  
 一般市民相談  
 日常生活の悩みごと、困ったこと、専門機関の紹介などについて、市の職員等が相談に応じます。  
 専門相談(予約制)  
 相談は原則として30分以内です。相談日等を確認の上、希望する庁舎の市民相談室にお申し込みください。  
 法律相談 弁護士による相続、離婚、金銭貸借、損害賠償、日常生活上の法律相談  
 人権・身の上相談 人権擁護委員による人権侵害、家庭内のもめごと、近所関係などの相談  
 税務相談 税理士による相続税、贈与税、不動産取得税、所得税等の税務に関する相談  
 交通事故相談 東京都交通安全専門相談員または弁護士による交通事故の損害賠償問題、示談の方法、保険の手続

きなどの相談  
 不動産相談 宅地建物取引主任者による土地、建物などの不動産取引、借地借家などに関する相談  
 登記相談 司法書士による土地・建物の名義、抵当権の設定、所有権移転登記、仮登記、法人登記など登記全般相談  
 表示登記 土地家屋調査士による土地の文筆、地目変更、隣家との境界などの相談  
 年金・労災・雇用保険・人事一般相談 社会保険労務士による年金、労災、雇用保険、人事一般に関する相談  
 行政相談 行政相談員による国の行政機関等に対する苦情、意見、要望等相談  
 行政手続き相談 行政書士による官公庁に提出する各許認可、申請の手続き、権利義務に関する書類や事実証明に関する書類の作成に関する相談(遺言・相続・分割協議書・成年後見制度)  
 予約開始日は窓口・電話がこみ合うため、電話がつながりにくくなることがあります。ご了承ください。  
 予約・問い合わせ 各市民相談室へ  
 田無庁舎(田無内線1432)  
 保谷庁舎(保谷内線2115)

エガシ通信

6月23日～6月30日は男女共同参画週間  
 市では、「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす」という基本理念の下、男女平等の実現をめざし取り組みを進めています。市民の皆さんにとっては、依然なじみが薄いのではないのでしょうか。  
 制度と現実のギャップを軽妙にとらえた川柳をひとつご紹介いたします。  
 「育休の希望に『本気?』と聞く上司」  
 皆さん、言ったこと、言われたことありませんか。今一度考える一週間としてください。  
 (ご紹介した川柳は、平成16年度愛知県豊田市で募集した「男女共同参画川柳」の最優秀作品です)生活文化課男女平等推進係(☎50・0055)



消費生活相談Q&A  
 キャッチで契約した化粧品を解約したい

Q 繁華街で急に呼び止められ、「カットモデルを探している、アンケートに答えて」と誘われた。ついで行く店に案内され、33万円の高額な化粧品セットを勧められ契約したが、よく考えると高いのでやめた。頭金として2千円支払ったが返金されるか。  
 A このような商法を「キャッチセールス」といい、結んだ契約はクーリング・オフ(無条件解約)が適用されます。  
 クーリング・オフ期間は8日間です。書面を発送したときから効力が発生し、契約は取り消されます。当相談室では販売会社と信販会社に通知するはがきの書き方を助言しました。その後支払った2千円も返金された連絡があり解決しました。  
 平成16年11月に特定商取引法が改正され、勧誘に先立つて販売目的であることを明示することが義務付けられ、販売目的を告げずに公衆の出入りしない場所に誘い勧誘することは禁止となるなど、事業者への規制が強化されました。  
 この事例は契約の翌日だったのでクーリング・オフで解決できました。8日間を過ぎると、単に高いというだけでは解約理由としては弱くなります。  
 街で声をかけられたり、立ち止まったり安易に行かず、アンケート等の誘いもきっぱりと断りましょう。  
 詳しくは消費者センターへお問い合わせください。  
 消費者センター消費生活相談室(☎25・4040)

無料市民相談

内容	日時	場所	内容	日時	場所	問合せ	
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時	(田) (保)	消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費者センター (☎25-4040)		
専門相談(予約制)	法律相談	6月22日・28日、7月1日・7日 午前9時～正午 7日は人権・身の上相談を兼ねる	住宅増改築相談	7月1日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階ロビー	消費者センター (☎25-4141)	
	人権・身の上相談	7月7日 午前9時～正午 6月23日 午前9時～正午	動物相談	6月15日、7月20日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階ロビー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)	
	税務相談	6月24日 午後1時30分～4時30分 7月1日 午後1時30分～4時30分	子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日～土曜日 午前9時～午後4時	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター (☎51-0600)相談専用電話 ☎51-0808	
	不動産相談	7月7日 午後1時30分～4時30分 7月14日 午後1時30分～4時30分	母子相談	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課(☎64-1311内線2351) 事前連絡をしてください		
	登記相談	7月14日 午後1時30分～4時30分	身体障害者相談	7月13日 午後1時～3時	田無庁舎1階障害福祉課第1相談室(障害者就労支援センター職員による相談も実施)		
	表示登記相談	7月14日 午後1時30分～4時30分	知的障害者相談	7月19日 午後1時～3時	保谷保健福祉総合センター第2相談室 (☎64-1311内線1561、2348)		
	交通事故相談	7月6日 午後1時30分～4時30分 6月24日 午後1時30分～4時30分	教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	保谷庁舎4階 田無庁舎5階(予約のみ)	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談 ☎25-4972	
	年金・労災・雇用保険・人事一般相談	7月11日 午後1時30分～4時30分	女性相談 悩みなんでも相談(電話面接) カウンセリング(予約制) からだの相談(予約制)	女 悩みなんでも相談(電話面接)	月・火・木曜日午前10時～午後4時、金曜日午後4時～9時 火曜日は電話相談のみ	市民会館2階相談室 (正午～午後1時は休み)	悩みなんでも相談 (☎50-0222) カウンセリング (☎50-0222) からだの相談予約電話 (☎50-0055) 生活文化課男女平等推進係(☎50-0055)
	行政相談	6月17日 午後1時30分～4時30分 7月7日 午後1時30分～4時30分		カウンセリング(予約制)	毎週水曜日午後4時～9時、土曜日午前10時～午後4時		
	行政手続き相談	7月8日 午後1時30分～4時30分 (遺言・相続・分割協議書)		からだの相談(予約制)	6月25日午前11時～午後4時、7月13日(ミニ講演会)		
	専門相談の予約開始...6月15日(水) 相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話でお申し込みください。なお、予約開始日には窓口および電話がこみ合い、電話がつながりにくくなることがありますが、ご了承ください。 予約・問合せ ☎64-1311 (田)...田無庁舎2階市民相談室(内線1432) (保)...保谷庁舎1階市民相談室(内線2115)			電話医療相談(西東京市医師会)	6月21日眼科・28日内科 午後1時30分～2時30分	(☎38-1100)	
				電話歯科相談(西東京市歯科医師会)	6月17日、7月1日 午後0時30分～1時30分	(☎66-2033)	